



台風・豪雨など災害発生時に避難する際は必ず確認を

避難のポイント

- !** 避難とは難を避けること。つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる場合は、避難する必要はありません。
- !** 避難所は、指定の小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- !** 避難先へは、食料・毛布・常備薬などを持参してください。
家族のリュックなどに分けて、すぐに持ち出せるように。

避難する前に必ずチェック

- 体温を計り、発熱や風邪などの症状がないか、健康状態を確認
- マスク、消毒液、など持参品の準備
- 動きやすい服装に着替える
- ガスの元栓やブレーカーの確認
- 家の戸締り

避難所でのコロナウイルス対策

- 健康状態(体温、嗅覚異常など)を確認
- 換気を定期的に実施し、他の人と十分な距離を保つ
- 持参品は定期的に清掃
- 手洗いや咳エチケットの徹底
- 体調が悪いときはすぐに報告

一人一人が「自分の身は自分で守る」という意識をもって、行動してください

夏の伝統行事中止のお知らせ

問 文化交流課文化遺産班 ☎22-9143

下記の伝統行事については、新型コロナウイルス感染防止のため**中止**となりました。開催を楽しみにしていた皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

- 平戸のジャンガラ(全地区) 8月11日(火)、14日(金)～16日(日)、18日(火)
- 大島村盆踊り合同公開 8月15日(土)
※ただし、各地区での須古踊などは実施

健康ほけん課国保年金班からのお知らせ

問 健康ほけん課国保年金班 ☎22-9124

満の世帯が対象)認定を受けるには、申請が必要です。

○申請先 健康ほけん課国保年金班(本庁1階④番)、各支所市民協働班、各出張所

○持参するもの 印かん、保険証、顔写真付き身分証明書(免許証など)

※国民健康保険被保険者で、すでに認定証をお持ちの人は、有効期限が7月31日(金)です。8月1日(土)以降も引き続き認定を受ける場合は、改めて申請をする必要がありますので手続きを行ってください。また、後期高齢者医療保険の加入者で、すでに認定証をお持ちの人は、今回送付する保険証と一緒に同封しますので、申請の必要はありません。引き続き対象になる場合は、保険証と一緒に送付します。

高額療養費制度

1ヶ月に支払った医療費が高額になり、一定の額を超えた場合、その超えた分を払い戻す制度です。自己負担限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっていますので、ご確認ください。

